

川西市教育大綱(案)に係る

意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和5年11月21日(火)～令和5年12月20日(水)
- 2 意見提出人数 : 44人
- 3 意見提出件数 : 110件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、
A～ARのアルファベット表記に変えて「提出者欄」に記載しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	全体	本市として「子ども」をどう受け止め、どのように育てていこうとするのか。子どもの権利条約からの視点や子どもの貧困課題の途上にある、本市の子どもの実態、虐待、いじめ、不登校…。多種多様な問題が露呈している今、本市としてこの社会にある子ども観がまず示されていいのではないのでしょうか？その上で示される教育観からスタートしていつて共通課題を見ていければと思うのです。		A-1
2	全体	国は「こども基本法」を制定し、子ども中心の動きを取ろうとしています。少なくとも子どもの意見表明権の行使できる保障を一番に受け取って、文言に示していくことこそが市長の言われる「こどもを真ん中にすえた市長の施策を訴えてこられているのですから、その考えを盛り込むことではないのでしょうか？4ページ、エ①で3行文で述べられていますが、それがすべてにおいてベースでつながっていなければならないと考えます。この大綱の根底に流れるものとして、記載すべきものではないのでしょうか。	こども基本法や子どもの権利条約は子どもを対象としたものですが、本大綱は市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を示したもので、子どもにだけ着目したものではないことから、こども基本法のみを記載することは教育大綱の趣旨と異なります。そのため、就学前の子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が本市において学びに親しむことができる環境を整えようとするものです。一方、ご意見にあるこども基本法にある意見表明等は本大綱においても、主体性や社会参画といった重要なキーワードと符合することから重要であると考えており、2.川西市の教育に関する基本姿勢や3.基本方針の中で記載しています。なお、冒頭で市長のあいさつを掲載する予定にしており、そこでは市長の考えを記載する予定です。	A-4
3	全体	「教育大綱」市長が肝入りで作成された一文であることは承知ですが、そこをあえて記述しておく必要があります。 「川西の教育」の発行と共に、自らの考えを表明なさるのであれば、最初のページに市長の言葉を記されるべきで、こども・教育・福祉などに関するお考え、熱を入れて、力を込めて進めるという意見を述べていくべきではないのでしょうか。すくなくとも子どもの権利条約をベースとした意見を伝え、そして施策への反映を期待しておりました。残念です。追加してはいかがでしょうか？		A-7
4	全体	基本構想に文部科学省の教育基本計画が上がっています。令和4年6月に成立した「こども基本法」はどのように考えておられるのでしょうか。その位置づけは？まずは「こども基本法」を中心に置くべきではないのでしょうか。こども基本法は児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指してこども政策を総合的に推進することを目的としています。この法律は基本理念のほかこども大綱の策定や子どもの意見の反映などについても定めています。大綱なので個々の施策を細かく書く必要はないかもしれませんが、その根底にあるものとして特に川西市は「人権を大切に」「子どもを大切に」街づくりと市長自らの発言もされています。「こども基本法」の理念を見える形にしてほしいと思いました。		AC-1
5	全体	「2 川西市の教育に関する基本姿勢」として、下記のような文言を入れること。子どもの権利条約やこども基本法に則った子どもの教育を進め、すべての人の人権の確立をめざした教育を展開する。主体的に社会を担う市民として、子どものときから意見表明、社会参画を進める教育が行われ、生涯にわたって人権尊重社会を築く学習の展開されることが必要です。	いずれも大切な内容であると考えており、すでに趣旨は入っていますので原文のとおりとします。	T-1
6	全体	市民にわかりやすく、今後の川西の教育の方向性を示していくものとして受け止めるのですが、市自らの現状分析があって、後はこういうようにすすめていくという説明の仕方があると思っていましたが、読み取れません。またコロナ禍を経た状況で、4年前の状況と大きく変化している要因に対し、補完していくべき内容が追加されてきていいはずですが。見当たりません。かつてのものと大きな違いが見えません。2023年11月、検討されているものだという空気感がないのですが。	教育大綱は、教育全般にわたり、市として取り組む方向性を示したもので、具体的な施策を記載するものではありません。一方、中学生との意見交換会やタウンミーティング、総合教育会議において議論しており、社会の変化については反映しています。	A-2
7	全体	今年度新たに、平成27年度改訂となり、『教育大綱』を制定することになったとのこと。しかしながら従来から「川西の教育」などで発信されてきました。勿論それとの整合性が図られているものと思いますが、とりわけ教育大綱は、「教育分野における本市の進むべき方向性を定めるもの」としています。従来の基本計画と教育大綱との関係で言えば、どちらが上位というものではないかとされています。これまでの発行していた『川西の教育』に変わるものなのでしょうか？ 今後は、「川西の教育」は発行されないのでしょうか？	教育大綱は市長と教育委員会が協議し、市長が作成することとなっています。また、総合計画が最上位の計画であり、教育大綱はそれに基づく個別計画として、位置づけています。「川西の教育」は、教育大綱に基づき、教育委員会が策定します。	A-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
8	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (1) 教育大綱策定の根拠・役割	いつも子ども子育てについてご尽力いただきありがとうございます。今回の教育大綱についての意見を述べさせていただきます。初めに、教育委員会と市長が同じ土俵での話し合いで最終市長が定めるとあるが、教育委員会の独立性は維持できるのか。市長の考えに傾いたりせずに議論や方向性が正しく出せるのかと考えてしまいます。予算は教育予算として別であげているのか。	平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、民意を代表する市長と教育委員会との連携をより強化する必要があるとの趣旨から、総合教育会議の設置や教育大綱の策定が義務化されました。総合教育会議では当該法律の規定やその趣旨に基づき、市長と教育委員会がそれぞれの役割を尊重しながら、さまざまな協議を重ねていることから、教育の政治的中立性、継続性、安定性は担保されています。このように、市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有することで、より充実した教育施策を展開することができると考えています。	C-1
9	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (1) 教育大綱策定の根拠・役割	教育大綱策定の根拠・役割のところ、市長と教育委員会と一緒に協議調整をするというところが疑問です。市長と教育委員会は、それぞれ独立していなければならないと思います。		AQ-1
10	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (2) 教育大綱の期間	対象期間を総合計画の期間と同じく合わせておられますが、国の教育振興基本計画の期間が5年であることで、4～5年を想定できるとしていますが、本市では、その2倍の期間をこれで行くとされていますが、なぜでしょうか？	市の最上位計画となる第6次川西市総合計画の計画期間については、市長任期が4年ということ踏まえ、市長の想いを計画期間に合わせた形で、実効性のある長期的な計画として担保するため、8年間としています。そのため、本大綱においても総合計画と整合を図りながら、施策を展開していく必要があることから、計画期間を8年間としています。なお、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直します。	A-5
11	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1) 公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	全般的に、よい「教育大綱」のように思いますが、現実には「学力が不足していて、県内の公立高校に行けない」という中学生が一定数いることを市長以下の職員や、住民の代表である市議会議員は認識しておいてほしい。	ご意見については、市としても認識していることから、本大綱では、学力向上ではなく、誰もが学ぶ機会を確保し、学力を保障できるようにする「学力保障」を、2. 川西市の教育に関する基本姿勢において、位置づけています。	B-1
12	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1) 公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	「公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する」を基本姿勢としてあえて、示されたお考えについてきかせてほしいと思いました。当たり前のことを当たり前に取られてはいけない何かを意図されているのか。又はこれを表面上あらためて記載することで、示しをつけていきたい何かがあるのか？あえて教育大綱に謳うのかと疑ってしまいますが。	2. 川西市の教育に関する基本姿勢では、市の教育に関する目標や根本となる考え方について記載しており、まさしく公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する必要があることから、明示しています。	A-8
13	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1) 公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	公教育は保護者の所得の差などにより、公平性が保てないことがあってはいけません。皆が同じように教育の機会を保障されないといけません。所得に限らず、家庭的にしんどさを抱える子ども達も近年増えていきます。そういったところも支援を広げいただき、まずは子ども達が等しく学べるよう環境づくりをお願いします。そのため、「誰一人取り残さない」という視点もここには必要だと考えます。	2. 川西市の教育に関する基本姿勢(1)の中において、保護者の経済的事業や家庭状況に関係なく、学ぶ機会を提供することで、市民一人ひとりの可能性や選択肢を増やし、公平、公正な社会を実現するとしており、子どもたちが等しく学べる環境づくりをめざします。そのため、ご意見にある「誰一人取り残さない」という内容を含んでいますので、原案のとおりとします。	U-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
14	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1) 公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	公教育は皆が同じように教育の機会を保障されなければなりません。所得に限らず、家庭内にしんどさを抱える子どもたちは年々増えていると感じます。これまで以上に支援を広げていただき、すべての子どもたちが等しく学べる環境づくりをお願いします。	本大綱では、保護者の経済的事情や家庭状況、障がいの有無に関係なくすべての子どもたちに適切な学びの環境を提供することを掲げ、さまざまな取組みを進めることとしています。	W-1
15	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1) 公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	公教育に関しまして、保護者の所得の差等により、公平性が保てないことがあってはいけません。所得に限らず、家庭的にしんどさを抱えるところにも、ぜひ支援を広げていただき、子どもたちが等しく学べる環境づくりをよろしくをお願いします。		AA-1
16	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1) 公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	公教育というのは川西市の公の教育を受けている子だけに当てはまるといった印象を受けます。川西市の全ての子ども対象でないといけなのではないでしょうか。		本大綱の「公教育」とは、単に公立学校園所の活動を示すのではなく、公として果たすべき教育の役割という広義の意味を表現するために用いています。その恩恵を受けるべき対象は、市のすべての子どもです。
17	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (2) 主体的に学び続ける力をつける教育を実現する	「一人ひとりが幸せになるための力を身につけることは教育の使命の一つです。それは単なる知識や技術を習得するだけではなく、変化に対応するために、生涯にわたって学び続ける力を身につけることです。本市では、生涯にわたって学ぶ機会を提供し、主体的に学ぶ環境をつくり、一人ひとりが学び続ける力を身につけることができる教育を実現します。」 この基本方針は、1行目ではなく2行目を強調して述べられていると読みます。今を大事にされていなくて、生涯にわたって・・・と述べられても響きますか？生涯教育の重要性を否定するものではなく今を生きる子どもに対してのメッセージ性を期待するのですが。基本方針には出てこない。今この令和5年だからこそ、出してほしい項目があるはず。	本大綱では、市として、児童生徒を含めた全世代の皆さんに対し、学びたい方はいつでも学び続けることができる環境を、今もこれからも提供していくことを2.川西市の教育に関する基本姿勢や3.基本方針で掲げています。	A-9
18	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (3) 社会に参画する人材を育てる	(3)で挙げられている文言に「社会に参画する人材を育てる」とあるが、これは改めてもらいたい。教育基本法では個人の人格や人間らしい暮らし、自分らしく生きることを目的としています。社会や国の人材育成するために育てるわけではない。	教育の役割は、個人が幸せになる力を身につけることと、他者を幸せにするため社会に参画する力を育成することの両輪と考えています。ただし、行政にとって都合の良い人材を育成するという趣旨ではないことから、本大綱で掲げる「社会に参画する人材を育てる」とは、学校教育や生涯学習を通じて、さまざまな形で社会に参画する力を身につけ、多様な価値観がある社会において、その力を発揮できる人材を育てることをめざしています。	C-2
19	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	市にとってのこの項は学校教育に比べて市の注目度、重点度が低いのかと思われました。川西市では公立保育所を中心に人権保育基本方針をつくり、子ども一人一人の人権を大切にされた保育を大切にしてきました。その視点が見えませんが。学校教育にはある子どもたちの個性を認め、ひとり一人に応じた柔軟な保育が就学前の項も必要です。学校教育の中にある子どもの学びや育ちを支える職員の育成も就学前教育保育に抜けています(職員の研修・育成は必須です)学校教育からそれらを目指すには遅すぎます。どんな幼児教育を受けるのか(擁護・監護・子どもの権利等)が大切では、それらを受けの学校教育がでないとは成り立たないのではないのでしょうか。	これまでどおり、すべての子どもに対して一人ひとりの人権を大切にしたい子ども主体の教育保育を実施します。また、教育委員会においては就学前教育保育と学校教育を一体的に考えています。今後も、就学前教育保育施設間の連携や研修の充実とともに、就学前・小・中・特別支援学校教職員の合同の研修・研究の機会を設け、子どもの学びや育ちの連続性を考慮し協働しながら教育保育を進めます。	AC-5
20	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	少子化と教育費無償化で公立の幼稚園の園児が減っていますが、公立のものは市民の財産なので合併や減らす方向よりどうしたら維持できるのかをもっと考えて対策してほしいです。	市立幼稚園については、入園児童数の減少が著しく、今後も増加が見込めないことから、集団による教育保育が困難な状況となっています。このため、閉園に向けた検討や、こども園化に取り組みます。	AK-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
21	3.基本方針 (1)子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	川西市は来年度に市立清和台幼稚園を廃園にするでしょう。そして清和台中学地区(清和台、けやき坂など)から公立園は消滅します。一方、多田中地区では、市立多田幼稚園と保育所を統合して公立こども園をつくる方針を発表しています。清和台では「せめて公立園に通えるバスぐらい出すべき」と、昨年の説明会でコミュニティから発言がありましたが、川西市はこれを無視し、「(多田か牧の台に)自転車か車で自力で通ってください」と市民に言い放っています。先日の行財政改革の説明の場で越田市長は「やると決めた新規事業については、新たに財源をつくって断固として実施する」と力強く語っていましたが、一方で、公立園不存地域から公立園に通える通園バスについては「全市的に導入する財政的余裕がない」との理由で実施しない、としています。どこの自治体でもそうですが、首長のやりたい事業については、他の事業を縮小、止めてでも実施するのに、首長が興味がない市民サービスについては「金銭的余裕がない」と財政悪化を理由に実施しないダブルスタンダードが横行しており、実に市民をナメ腐っています。越田市長は、全的に公平かつ平等に施策を実施すべきで、少なくとも全的に公立園不存地域から公立園に通える「通園バス」を導入した時の「コスト」(度線別のコストも)について市民に明かすべき。また、就学前児童の教育・保育事業から市が撤退、すなわち一部地域では民間事業者に全面委託することの正当性、妥当性についても説明すべきだ。	本市では、子ども・子育て計画に基づき、待機児童の対策については民間の誘致を軸に進めてきました。市内の就学前教育保育施設の約8割は私立施設であり、私立と市立が互いに連携・協調しながら本市の教育保育を担っており、その方針に変更はありません。このため、一定数の私立・市立施設が地域に整備されている状況であることから、市立園のみを対象とした通園バスの導入などは考えていません。	B-2
22	3.基本方針 (1)子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	公教育の大切さを強調されていますが、市立の認定こども園を民営化する考えがあることや、保育所の設置ではなく、小規模を4ヶ所しかもたくさん園のある中央地域に、企業立のものができるときいています。企業立の施設がふえることで、公を大切にという考えからはなれてしまっているように思います。	本市では、待機児童対策に向けた定員確保の取組みは民間施設の誘致を軸に進めてきており、令和5年度においても入所保留児の解消のため民間施設の公募を行っています。公的な就学前教育保育については私立と市立がお互いに連携、協調しながら担っているところであり、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業などの施設類型にかかわらず、質の高い教育保育が提供できるよう、取組みを進める必要があると考えます。	AQ-2
23	3.基本方針 (1)子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	①就学前の公教育について 認定こども園化がどんどん進んでいく中で、実際に通われている保護者等の思いが伝わっているのか疑問に思います。 幼稚園と保育園の良い部分を共有していこう！という主旨は分かりますが、現状そうになっているという話は聞こえてきません。先生方は考えの違いや方針の違いにとまどわれる部分があるそうですし、実際通っている子の保護者は、乳児クラスでは行事はほぼなく、他の保護者との繋がりが持たず、淋しい思いをしているそうです。また、幼児クラスに上がると、当該クラスまで保護者は送り迎えしないシステムなので、中がどうなっているか、他の子との関わりがどうか、など見えづらくなっていて心配だそうです。 現場の先生方、実際に通園している保護者・子どもの声をもっと聞いていただきたいと思います。	認定こども園では、保護者の生活形態が異なることから、保護者同士の相互理解が深まるような配慮や工夫が必要と考えています。各園において、子どもやその保護者が分かるような機会を設けるなど工夫するとともに、園生活の様子をおたよりや掲示、電子メディアなど、さまざまな手段で発信し、園と保護者との相互理解を高め、その結果、保護者同士の一体感が育まれるようにし、顔を合わせたときには安心して話ができる関係を構築していけるよう努めます。	AP-1
24	3.基本方針 (1)子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	公立のこども園化が進んだ中で保育所と幼稚園の保育・教育の考え方のちがいが、連携の難しさ、規模が大きくなりすぎたことでのリスクはないのでしょうか？いまいち子どもたちにとっての良い環境を見直してもらいたいです。同じクラスの子の中で午後から帰る、春・夏休みがある子ない子…子どもたちはどんな風を感じているのか？と心配になります。保育は保育、教育は教育。やっぱり無理にくっつけるものではないとも思います。 大人の都合でなく、そこに通う子ども保ゴ者が心地よく安心して過ですということが、一体どういうことか、ご検討をお願いします。	認定こども園では、子どもの在園時間の長短や、入園時期、登園日数などの違いがあることを踏まえ、一人ひとりの状況に応じて、教育・保育内容やその展開について工夫しています。子どもの一日の生活が安定するように、家庭での過ごし方や園での様子について情報交換するなど家庭との連携を図り、一人ひとりにとってふさわしい生活が展開できるよう努めます。	AR-3
25	3.基本方針 (1)子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	②について、すべての子どもが利用できる環境の表現は入園・入所さえすれば達成できると受け取れます。待機児童数だけで個々に書かれている「質」は見えません。園庭さえなく。車の危険を顧みず散歩車に乗せられるそんな現状を質を追求しているといえるのでしょうか。	待機児童ゼロの継続、入所保留児(国基準外の待機児童)の解消に向けた定員の確保と併せて、教育保育の質の向上が重要であると認識しています。①に記載しているとおり、子どもの健全な心身の発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培っていくために、私立の就学前教育保育施設とも連携して、市全体の教育保育の質の向上に向けた取組みを進めます。	AC-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
26	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	公立保育所が存続してくれていることで私たち民間保育園の水準を維持されているのだと思っています。民間活力に頼りすぎず、むしろ公立保育所を増やすくらいの計画があってほしいです。どの地域の子も無理なく安心して地域の保育所に通えるようにして下さい。乳幼児が交通機関をつかって遠くの保育所に通うことの大変さをイメージして下さい。	本市では、私立と市立がお互いに連携、協調しながら就学前教育保育を担ってきており、定員確保に向けた施設の整備は民間を主軸に進めています。また、提供区域については、子ども・若者未来計画において、就学前教育保育に関する提供区域を市内全域と定め、市全体での需給バランスを基本に取組みを進めています。施設の希望については、保護者が子どもや家庭の状況、通勤経路や交通手段などそれぞれの事情に応じて選ばれているものと認識しています。	AR-1
27	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	私達が通わせていただいている保育所は、少しユニークな所もあり、独自の素晴らしい理念に基づいて子供をのびのびを育てて下さっていて、子供たちも(卒園した子たちも・保護者も)その保育園が大好きです。そこで私たちは”質の高い教育保育”を求めているのではなく、1人1人に向き合って、じっくりと待ってくれ、ぶつかってくれる人と人との触れ合いが沢山ある保育園のままであってほしいと願っています。全てを一本化して、合理的に見えるようなこども園がどんどん増えていく中で、このような小さくてもあたたかい保育園がどんどん少なくなってくるのではないかと心配しております。市の方々には、現場の声もしっかりと聞いていただき、今後の方向性を決めて頂けると幸いです。	「就学前教育保育の質」については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などに示される子どもを主体とした教育保育などを基本としますが、ご意見の「1人1人に向き合って、じっくりと待ってくれ、ぶつかってくれる人と人との触れ合いが沢山ある」教育保育は、まさに子どもを主体とした質の高い教育保育の実践であると考えます。今後においても、すべての子どもに対して生きる力の基礎を育む教育保育が提供できるよう、現場職員等と意見交換をしながら取り組みます。	A0-2
28	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	就学前のこどもたちがすぐず施設は、小学校へ上がるための前準備をするところではありません。0才～5才までのこどもたちのそれぞれの年齢での成長発達を保障する場です。川西市では、こどもたちの心の育ちを大切にしてほしいと思います。みんなちがってみんないい!です。右へならへの教育は疑問です。現実としっかりあわせて、教育大綱のなかみをもう一度みなおしていただきたいです。	乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていると考えています。小学校以降の子どもの発達を見通した上で、乳幼児期にふさわしい生活を通して、好奇心や探究心、問題を見いだしたり解決したりする力を育てること、豊かな感性を發揮できるようにすることなどを大切にしながら、生きる力の基礎を育成します。	AQ-5
29	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	(1)イとエについては、是非とも環境整備をしてほしい。質の高い教育、保育とあるが、決して、「何かを教える」というものではなく、保護者が預けたいと願う地域で保育・教育が受けられるように、学区に保育施設や子育ての拠点となる物の設置、また、保育施設では人的配置(配置基準の見直しも含め)において、質的向上を強く願います。現在、保育施設がかなり偏った場所にあるので地域で育つ環境を是非とも整備を望みます。	子ども・若者未来会議から就学前教育保育の拠点施設のあり方について提言をいただき、教育保育の質の向上に向けて拠点となる施設について市の方針を検討することとしています。また、子ども・若者未来計画に基づき、保育ニーズ等の状況を見ながら、市内全域で適正な定員の確保に向けた施設の整備を進めます。そのほか、保育施設における保育士等の配置基準については、国において見直しの検討がなされている状況ですので、引き続き動向を注視します。	C-3
30	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	拠点施設の配置について南部、中部、北部に1か所ないし2か所しか保育の拠点にしないのはなぜか?公立がこども園化されているが、民間移管しないのであればそれぞれの公立施設が拠点になるべき。保育の拠点となる場所では、地域のニーズや在宅家庭の子育て状況の把握、各施設との連携や子育ての相談・支援など「行く場所がない」「保育が受けられない」という状況が起こらないような整備の窓口になり、誰でも足を運べる駆け込み寺のような存在であってほしい。	ご意見は、子ども・若者未来会議において令和5年度に審議され、市が提言を受けた「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方」に関することだと思いますが、今後、提言を踏まえて市の方針を定める予定としていますので、ご意見については参考とします。	C-5
31	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	企業立などの保育施設がふえています。なぜ、同じ地域ばかりの創設を許可されるのか?地図を見ると保育施設の足りない場所はたくさん見られます。地域での子育て環境の整備というならまんべんなく保育施設が必要だと感じます。遠くから預けに行かないといけない家庭はそれだけ、交通費などの負担も大きいかと思えますし、子育て支援が必要な家庭も増えている中で、遠いところの保育所に通園することは不可能です。もう少し、弱い立場にいる家庭への配慮も考えていただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。	企業主導型保育事業は、国が所管している事業であり立地等について市が直接関与することはできませんが、企業主導型保育事業の地域枠(従業員等が利用する枠とは別に受け入れる定員)も勘案した上で、市内全域で保育ニーズの見込みに応じて定員の確保を進めています。民間の誘致にあたっては、中学校区別の入所保留児童数(国基準外の待機児童数)を示し、入所保留児童の解消に資する立地や定員などの提案を条件に募集を行っています。	C-7

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
32	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	子どもたちが地域で育つ環境の整備をすすめるがありますが、実際には、入りたい希望の園に入れなかったり、支援が必要な保護者にとって、近くていきやすい保育園に入れることが必要なのに、そうならない現状があったり、認定こども園化されてしまったことで通いにくくなったり、自分が巣立った大切な園がなくなってしまっていたり…現在、子育て中の保護者の声にしっかり耳をかたむけていただきたいです。	保護者が希望される就学前教育保育施設は、子どもや家庭の状況、保護者の勤労状況や通勤経路等によりさまざまであると認識しています。施設の整備等については、市全体の就学前児童数や保育ニーズの見込みなどに基づき、定員確保策を講じています。また、市立施設については施設の老朽化対策等を図るために、子ども・子育て計画に基づき一体化を進めてきました。今後においても、すべての子どもに質の高い教育保育が提供できるよう、子育て中の保護者の声も聞きながら施策を進めます。	AQ-4
33	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	保育施設での労働環境の改善など国に対しても声を上げてほしいと思います。	民間保育施設への保育士確保策については、補助金等を活用し、施設の喫に即した支援を行い、引き続き、保育士等が働きやすい環境を整備します。 加えて、保育施設での労働環境の改善などについては、保育士等の更なる処遇改善や働き方改革の推進など、全国市長会を通じて国に要望がなされているところですので、引き続き動向を注視しながら対応します。	C-6
34	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	保育園の保育士さんの労働環境や収入を手厚くして働き手が増えるように力を入れてほしいです。		AK-6
35	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	保育士の資格を持っていますが、お給料が安すぎて働く気になれません。潜在保育士が働きたい！と思うぐらいの、労働に見合った賃金をもっと出していただきたいです。命を預かるお仕事なのに、待遇が悪いと思います。		AL-2
36	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	日頃から思っている事です保育士さんたちが本当に身体も心も最大限に子供たちのために、と捧げて下さっている事です。様々な仕事がある中で、小さな命をあずかり、さらにそれを伸び伸びと成長させてくれるための努力を惜みず…どんなに大変な仕事だろう。保育士さんは…！と感じます。 そんな大変で大切なお仕事にも関わらず、報酬が低い事が気になります。そのせいで辞めていく方々もおられると見えます。1人1人の子供に合わせて保育をすることは大変だと思います。 しかしそれに見合った報酬や環境があれば、もっと保育士になりたいという方も増え、現場も楽になり、それが預かってもらっている子供達にも還元されるのではないのでしょうか。 現場から人が減ることで事故が起こると思います。保育というすばらしいお仕事を長く、そして自分達の生活もしっかり保障された上で続けられるような環境作りを是非お願いしたいと思います。		AO-1
37	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	保育士の処遇改善が、世間でつよくいわれていくなか公立がなくなっていくことで、民間の保育士の処遇も悪化してしまうように思います。質の高い教育を実現するためにも教員不足や保育士不足の対策をし、川西市独自の政策が必要だと思います。こどもをとりまく、大人の環境を考えていただきたいです。		AQ-3
38	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	家庭支援の必要な子もすくぞく増えていると思います。そういった子たちも、安心して園に通える仕組み、(保ゴ者以外が送迎できるとか、それをする園に補助金が出るとか…) も作ってさい。これまでの放策だけでは家庭内から出られていない子、たくさんいると思います。	さまざまな事情により子育てに困難を抱える家庭への支援は、子どもたちの成長を支える上で重要であると考えています。子どもと家庭の支援については、こども若者相談センターの相談員や保健センターの保健師など、子どもと保護者に関わる部署が連携して、子どもの状況や保護者の意向などを丁寧に聞きながら、教育保育施設の利用なども含め子どもにとって最善の環境とするよう支援します。	AR-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
39	3.基本方針 (1)子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	地域で子どもたちを、見守るのは大切です。子どもたちも大切ですが、その子どもがいる家庭についても、地域で見守っていく必要があるように思います。 地域と繋がれず、孤立している家庭もあると思います。その家庭について、どうつながりを持っていくか。どのようなつながりが必要かを考えてなければいけないと思いました。 家庭のつながりがなければ、その家庭は親も子どもしんどさを抱えてしまいます。地域社会や市が協力しながら、このような孤立をなくしてほしいと思います。	就学前児童に対しては各中学校区に地域子育て支援拠点を整備しているとともに、こども若者相談センターには、子育てコーディネーターや家庭総合相談員、スクールソーシャルワーカー、教育相談担当の臨床心理士など、さまざまな専門職の職員を配置して相談に応じており、今後も民生委員・児童委員や地域の支援団体と連携を図り、子育て家庭が孤立しないよう支援します。	Z-1
40	3.基本方針 (1)子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	幼児の保育料無償化は本当に保ご者の方々は助かっていると思います。ただ、少子化対策というならば、乳児の保育料も無償化にできればなお、子どもを産んでも安心して働きつけられる人が増えるのではないかと思います。	川西市の保育料については、国の基準に従っており、3歳児から5歳児までの保育料は無償、0歳から2歳児の保育料は、所得に応じてご負担いただくこととなっています。加えて、第2子の保育料は半額、第3子の保育料は無料としています。 市が独自で乳児の保育料を無償とした場合、毎年継続的に多大な財政負担が生じることから、現時点で実施する予定はありませんが、多くの保護者に子育てしやすいまちであると実感していただけるよう、子ども・教育関連などの質の向上を目的とした施策に重点的に取り組みます。	AR-2
41	3.基本方針 (2)学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	①の文言を「提供する」とあるが、公教育は市町村の義務であり責任の上で成り立たせるためにも、「責任をもって保障する」としっかりと明記すべきだと感じます。	本大綱に記載する事項については、市が責任を持って実施することを前提として、すべての子どもたちが基礎的な学力を身につけられるよう取り組み、その上で質の高さも大切にするという方向性を記載しています。 そのため、基本方針の中で「提供する」という表現を用いており、ご意見の「保障する」と同義であると考えていますので、原案のとおりとします。	C-4
42	3.基本方針 (2)学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	小学校、中学校は義務教育です。子供本人の能力ややる気の問題があるとしても、それを引き出し、伸ばす責務が、市当局にはあります(※保護者にもあります)。学校のテストの点数は、とかく消極的に評価され、批判の材料にされがちですが、学習の理解度を把握する絶対的な指数として価値があることは言うまでもありません。 大所高所からの「大綱」の整備は必要ではありますが、現実的に、どんな子供でも60点～70点ぐらい取れるぐらいの教育環境、学習環境の構築、そして、すべての市内の子供が県立の公立高校に行けるぐらいの学力をつけさせることに意義があることを否定せず、それを目標にしていきたい。 学習は内容の修得に意味があることは言うまでもありませんが、現実的には、「せめて高校には行って、卒業してほしい」という、最低限の学歴取得が、ほとんどすべての保護者の心境であり、それを叶えてほしい。 その意味で「3.基本方針→(2学校教育)ア①②」で記していることを、お題目ではなく、各小中学校で実践することを望みます。	本大綱に記載していることは、すべての子どもたちが基礎的な学力を身につけられるよう取り組み、その上で質の高さも大切にするという方向性です。 そのため、教育環境や学習内容の充実を図ります。	B-3
43	3.基本方針 (2)学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	「学び直しができる環境整備を学校内外」という表現では具体が見えません。今後の方針になるのであれば、わかる内容にしていきたい。	本大綱は、教育全般にわたり市として取り組む方向性を示したものであり、大綱にご意見にあるような具体的な施策の併記は考えていませんが、学び直しにつきましては、全体に関わることだと考えており、本大綱では、学校教育において重点的に取り組む基本方針を示すことから原案の表現を用いています。	P-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
44	3. 基本方針 (2) 学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	令和5年11月20日の市議会(議員協議会)では「児童生徒の学び直しという記述に違和感がある」という意見が出ていましたが、同感です。 一方、「3. 基本方針→(3)生涯学習」の項目で児童生徒だけではなく、大人を含めた市民全般を教育大綱の対象とした観点は非常に素晴らしいように思います。 近年「リスキリング(再学習、技術取得)」という言葉が頻繁に聞きますが、企業の事業展開や、人材獲得、就業において、非常に重要なキーワードになっています。一言でいえば、IT能力の獲得や、IT人材の育成が、企業や就労希望者にとって重要な関心事になっているように思います。リスキリング=IT能力の獲得、IT人材の育成は、現在、ほとんど民間に依拠していると思いますが、川西市が一種の公共事業として、公金を支出して主体的に事業として実施すれば、市民にとって大変意義があり、市民の所得増、ひいては税収アップに資すると思います。 是非とも「2. 基本方針→(3)生涯学習」で記述していることを、市民のリスキリング、すなわち企業で通用する「IT能力の獲得」を目指す新規事業として反映させることを、大いに期待します。	社会人が新たなスキルを身につけるいわゆるリスキリングのみを「学び直し」とするのではなく、児童生徒が授業内容を正しく理解できているかの確認や振り返りも含めて、「学び直し」としています。	B-4
45	3. 基本方針 (2) 学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	(2) 主体的に学び続ける力をつける教育を実現する 社会人になってからの生涯学習や学び直しは非常に重要であり、市内在住者への進学費用(例えば、低所得者に対する社会人大学及び大学院への進学費用など)や講座の受講料金の助成など、学びたいと思う全ての市民に積極的な学びの場を提供・促進していただきたい。	社会人の学び直しについては、市としても重要だと認識しており、本大綱では、2. 川西市の教育に関する基本姿勢や3. 基本方針「生涯学習」の中で記載しています。 本大綱は、教育全般にわたり市として取り組む方向性を示したものであり、大綱へご意見にあるような具体的な施策は記載しませんが、ご意見については参考とします。	R-1
46	3. 基本方針 (2) 学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	③黒川地区の里山を通しての体験的で主体的な学びの推進について。ボランティアスタッフの高齢化やメンバーの減少が以前から課題に挙げられています。 子どもたちの学びをすすめる上で、より市民にとって身近で参画しやすいような環境整備が必要です。能勢電鉄の妙見山ケーブル、リフトが廃止になったことも里山学習をするうえで、問題になる学校現場も出てきます。学校の場所や児童数に関係なく、体験学習をすすめていきやすいような予算措置や環境条件整備をさらに考えていく必要があると考えます。	本大綱は、教育全般にわたり市として取り組む方向性を示したものであり、ご意見にあるような具体的な施策の記載は考えていません。しかし、里山体験学習の実施にあたっては、たくさんのボランティア団体の協力支援に支えられており、継続的な活動を行っていくために、ボランティア人材の確保や育成は不可欠です。ボランティア団体との連携を深め、ボランティアの方々の募集、参画しやすい環境整備に取り組んでいきます。また、活動プログラムの検討を行い、里山体験学習の充実を図ります。	L-1
47	3. 基本方針 (2) 学校教育 イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちの実現	①「不登校の子供の支援を含め・・・」の文言に対して、「不登校」が適切ではないように感じます。現状では教育機会確保法が施行され、市内では小中学校に校内フリースクールが設置され、民間のフリースクールも少しずつ開設されています。所属学校長が出席と認めれば、これまでの年間30日以上長期欠席を不登校と定義していたことに対して、出席扱いとなるため、不登校は存在しなくなります。よって、不登校という文言を使うことが不適切であると感じます。 むしろ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指して、現状では動いている認識(私の個人的な認識)ですので、「不登校の子供の支援を含め・・・」ではなく「個別最適な学びに対する支援と協働的な学びに対する支援を全ての児童生徒に対して提供できるような取り組みを図ります」のような文言に変えるべきと考えますが、ご検討をお願いいたします。	「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」が不登校児童生徒と定義されています。校内サポートルーム(校内フリースクール)や民間フリースクール等が開設された場合でも、不登校の児童生徒が存在しなくなることは想定しにくいと考えています。 また、(2)学校教育のアでは、すべての児童生徒について明記していますので、誰一人取り残されない学びの保障を行うために、あえて「不登校の子ども」という表現にしています。	E-1
48	3. 基本方針 (2) 学校教育 イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちの実現	不登校支援のためのサポートルームが小中学校で整備され、これまで学校や学級となかなかつながりが持ていなかった児童生徒にとって有効な場となっています。サポートルームでの生活を通して全く学校に来なかった子どもが教室で過ごせるようになったということも聞いております。 居場所が充実することは選択肢が増えることにはなりますが、大切なことはそこで「つながりを持つ」ことだと考えます。これから大きくなり、社会に出ていったとき「人とつながる力」が必要になってくると思います。まずは居場所づくり、そして、そこで人とつながる力も身につくような場になって欲しいと願います。 また、サポートルームのとりくみが注目されていますが、子どもたちの中にはここにすら来られない子どももいます。そういった子どもたちがとり残されることのないように支援を拡大していただきたいと思います。	不登校児童生徒への支援については、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることから「人とつながる力」を育むことは大変重要だと考えています。 校内サポートルームの運営については、支援員対象に年間2回の研修会の実施や教育委員会による巡回視察を行うことで、各校のより良い運営につながるよう支援しています。 また、校内サポートルーム以外の居場所や教育機会の選択肢を増やすことも重要であると考えており、中長期的かつ全体的な視点で本市の不登校児童生徒に対する支援方策を見直すなど、引き続き子どもへの支援を検討します。	AD-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
49	3. 基本方針 (2) 学校教育 イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちの実現	「3- (2) -イ」の文を下記のようにすること。 ① 子どもたち一人ひとりを大切にし、その個性に着目した教育を行います。 すべての子どもたちが十分学ぶことができるように学校教育の充実を図るとともに、学校以外の場所でも多様な活動を行い、子どもがつながりを持てる居場所の充実を図ります。	ご意見のとおり、子どもたち一人ひとりを大切にし、その個性に着目した教育を行うことが前提で、本大綱では、すべての子どもの個性の尊重と学習機会の確保が重要であると考えていることから、原案のとおりとします。	T-2
50	3. 基本方針 (2) 学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	学校教育のウ、インクルーシブ教育の川西市の考えに大いに賛成です。国は特別支援学級児童の取り出しの数について指定してきていますが、児童によって実態は違います。個別の学習が適している児童と集団での学習が適している子、それぞれ様々な対応が必要です。また、特別支援学級児童が今後社会で相互理解のもと生きていくには、たくさんの児童と繋がるのが大切です。わけるのではなく集団の中での学びを大切にしてほしいので今のインクルーシブ教育の考えをこのまま変えないでください。	インクルーシブ教育においては、すべての子どもたちが可能な限り同じ場でともに学ぶことが重要です。引き続き取組みを積極的に推進するとともに、同時に多様で柔軟な仕組みを整備していきます。保護者の方々は、丁寧な協議や相談、説明を行いながら、より良い学びの場を検討し、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に答える学びの場を提供します。	G-1
51	3. 基本方針 (2) 学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育を重視するという考えに、賛成します。社会に出たら、さまざまな人と、対等に話し合い、より良い未来を作っていける児童を育てていく川西市の教育を推進してほしいです。分断するのではなく、さまざまな児童が関わり合いながら育つことのできる、インクルーシブの考えをこれからも続けてほしいです。	特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。 これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等がともに活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。これまでその取組みを積極的に推進してきたように、その理念は引き続き大切にしていきたいと考えています。	K-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
52	3.基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	今後ともインクルーシブ教育を重視するということに賛成します。	インクルーシブ教育保育においては、すべての子どもたちが可能な限り同じ場で、ともに学ぶことが重要です。引き続き取組みを積極的に推進するとともに、多様で柔軟な仕組みを整備します。	V-1
53	3.基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進のためには、③に記載されているように、同じ場でともに学び、ともに育つことが大切だと感じています。そして、それらがすべての子どもたちの成長や相互理解につながると書かれていることは素晴らしいことだと思います。画一的な教育ではなく、ひとりひとりの子どもたちの実態や個のニーズに配慮した教育ができるよう今後もより良い環境づくりをよろしく願います。		X-1
54	3.基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	①のインクルーシブ教育を重視する立場に賛成です。		AG-1
55	3.基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	昨年度、文科省から個別の時間に関する通知が出されましたが、子ども一人一人の実態や保護者からの希望に合っておらず学校現場は混乱しています。制度上の問題で子どもたちをわけることには反対です。お互いを理解し、ともに生きていけるような教育を進めていかなければ、共生社会は実現できないと考えます。学校は社会の縮図です。子どもたち一人一人に合った形で支援をできるよう、学校現場で柔軟な対応ができることを望みます。		W-3
56	3.基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	②配慮や支援が必要な児童生徒への支援体制について、制度上の動きよりも子どもの実態や希望に応じて必要な支援が受けられるようにすることが大切だと考えます。		AA-2
57	3.基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	特別支援学級に在籍する児童生徒もそうでない児童生徒も、この項目の文面通り、必要な支援が受けられるよう市民の理解を求めていくことや、実践していくことが大切だと思います。本人の希望や特性に応じた支援が受けられるよう、教職員の数を増やしたり、個に応じた教材を用意できるような体制を整えてもらいたいです。		AH-1
58	3.基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育保育の提供とは、どんな子ども（人）であってもその存在を否定されない、誰一人見捨てない、その存在を大切に思う学校園所、地域であるべきと思うので、与えるというスタンスのこの文章は再考してほしいと思います。		AC-4
59	3.基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	②について、昨年4月、4.27通知が文科省から出されましたが、子どもの実態や保護者の希望に応じて必要な支援を受けられる体制を整えていくべきだと考えます。相互理解するためには同じ場で学ぶ機会を大切にすることが必要だと考えます。		AG-2
60	3.基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	①について、インクルーシブを進めるのなら特別支援の教諭だけでなく、クラス担任、支援員の学びの場が必要です。市の研修、校内研修でするなどのアナウンスをお願いします。		AJ-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
61	3. 基本方針 (2) 学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育ですが、現状の公立の学校では普通の生活では問題なく送れる子が、学習面でついていけなくなり進路を迷う(支援学校に進むか)場面を目にしました。学習面で公立中学校でも支援して通えるような仕組みを作ってほしいです。	将来を見据えた自立をめざして、保護者には、丁寧な説明を行い、より良い学びの場を検討しながら、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供していきたいと考えます。	AK-3
62	3. 基本方針 (2) 学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育という言葉をまず使わないというのがいいと思います。SDG sやLGBTQなどもそうですがそもそもの考え方がおかしいです。 平等という名の共産主義社会を目指しているのでしょうか? 「差別と区別」この意味をもう一度考え直すことから始める必要があるのではないのでしょうか? 多様性という言葉の押し付けになっていませんか? 障害を持った子供や社会的弱者の方が教育によって差別を受ける事はもちろん許されません。 しかし、区別は必要です。同じ場で同じ教育を受けるという事は、健常者が障害を持った子供の教育に合わせるという事になります。これは、健常者の子供に対する差別です。多様性の押し付けです。多様性とは様々な考えをお互いに認め合う社会であって、大綱に向かってみんな同じ意見をいう事ではありません。 障害を持つ子供の保護者でも、同じ教育を受けさせたい親もいれば、それを逆にかわいそうだ嫌がる親もいます。 様々な方の意見に寄り添い、皆がおのおのの考えによって受ける教育を選べるのが多様性であり、自由主義であると考えます。多様性を押し付けるような教育には反対です。多様な文化を認め合い共生する社会は大切です。それならば外国から入ってきた考え化に何も考えず追従するのではなく、日本人とは何なのか? 日本文化とは何なのか? 外国に合わせるのではなく、日本の文化を外国の方に説明できる教育を施し外国の方に日本の文化に触れてもらい、そして日本の文化に合わせてもらう事こそが多様性の社会であると思います。	インクルーシブ教育においては、すべての子どもたちが可能な限り同じ場でともに学ぶことが重要です。引き続き取組を積極的に推進するとともに、同時に多様で柔軟な仕組みを整備していきます。より良い学びの場を検討し、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える学びの場を提供していきます。 また、本人や保護者の意見を最大限尊重し、当事者がさまざまな選択ができる教育活動を推進します。 日本文化に合わせてもらうことについては、2. 川西市の教育に関する基本姿勢(3)の内容に含まれていると考えます。	D-1
63	3. 基本方針 (2) 学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	フリ〜スクール教室に人が配置されるように、市内保健室にも繁忙期とか条件付きで、中学校の様に小学校にも複数で対応できる保健室の在り方を検討して欲しいです。30日の配置では少ないです。中学校の来室状況など小学校も含め一度調査するなど、今ある制度を見つめ直すのも必要ではないですか?	学校では教職員はじめ、その他専門スタッフなどを限られた予算の中で優先順位をつけて配置しています。いただいたご意見を踏まえながら検討します。	AE-2
64	3. 基本方針 (2) 学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	②小学校の教育について 「主体性」を大事にという部分があまりにも強調されてしまい、学級運営の大半を子どもにさせてしまう先生がいたり、「個性を認める」「協働的」を強調しすぎて体操服を忘れた子がいたら、クラス全体育育の授業がなくなるという方針の先生がいて、とても疑問に思います。現状ではクラス運営は担任の先生に一任されているそうですが、あまりにも担任の力量による差が大きくなります。中には就任2年目の若い先生なのに、児童1人1人の思いをしっかりと受けとめ、頭ごなしにしかる訳でもなく、将来を見すえて貴重なアドバイスをしてくださる先生もいます。経験値の差はあるかと思いますが、本当に子供の事を想ってくれている先生はいますし、子供にもそれは伝わります。先生方も大変だとは思いますが、人を育てるのはやはり「人」。子ども1人1人を大切に育てられる環境づくりに期待します。	小学校を含むすべての教育保育職員について、子どもたちに質の高い学びや育ちを保障するための資質能力の向上は最重要項目の一つと考えます。子どもに対する理解、学級運営等をはじめ、授業力ならびに多様な教育課題に対応できるようになるための研修を支援します。	AP-2

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出 者
65	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや 育ちを支える教職員の 育成	<p>教職員のスキルアップは、「研修」から始まるのではなく「採用」から始まります。よって、タイトル「子どもの学びや育ちを支える教職員を育成」ではなく「子どもの学びや育ちを支える教職員の採用研修」とするべきであると考えます。現状の教職員不足に対する課題もありますが、児童生徒数に対して定められた「教員定数」にも課題があると認識しています。市立中学校において、生徒数に対して教員数が決められるために、技術・家庭科など過当たりの授業時数の少ない教員の配置がない中学校も存在します。子どもたちに質の高い学びを保証するならば、正規の教員免許状を所持する教員が指導するべきです。教員定数は、国の法律に基づき、県の予算化により県費教職員として配置されるため、このような課題が生じているのではないのでしょうか。それであるならば、川西市が独自に市の裁量で市費教職員として、正規の免許状を所持する教員を採用することが必要なのではないのでしょうか。</p> <p>現状、技術科の教員が未配置の中学校では、他教科の教員免許状を有する教員が、臨時免許状を申請して1年間に限り技術科を指導しています。その教員にとっては、自分の専門教科以外に並行して授業を行うわけですから、負担が大きく、働き方改革に逆行する状況となるだけでなく、子どもたちに質の高い学びを保証することができていません。さらに、臨時免許状の教員に対する臨時免許状の教科の研修は行われていません。よって、採用と研修を併せて一体的に捉えて考える必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>なお、国の方向性として「情報技術」を習得することが求められています。小学校では情報活用能力の育成、中学校では技術科における「情報の技術」、そして高等学校の情報科では「情報Ⅰ」を習得して、大学入試センター試験でも「情報Ⅰ」が次年度より必須化します。情報技術教育は、小学校からの積み重ねで高等学校まで接続する重要な教科として位置づけられようとしています。すなわち、中学校の技術科は、その一翼を担う教科であることから、やはり正規の教員免許状を所持する教員が指導にあたるべきであると考えます。現状では、中学校の技術において「情報の技術」が未履修あるいは深い学びができていないため、高等学校の情報科の授業スタートの時点で、卒業した中学校で大きな学校間格差が生じています。これは情報教育における十分な中高接続ができていないものと察しております。</p> <p>全ての児童生徒が大学で情報技術を学ぶかということ、そうではないとは思いますが、国を挙げてGIGAスクール構想や情報化の推進が謳われている現状では、情報技術に対しても子どもたちに質の高い学びを保証するべきではないかと感じております。そのためには、県費教職員を採用できないのであれば、市独自の裁量のもと市費教職員を採用すべきです。そして、採用した教職員のスキルアップには、7つの中学校に差異が生じない学びを児童生徒に提供できるような研修を行うべきです。これより、採用と研修は両輪のごとく、一体ものとして考えていかなければならないと思いますが、教育大綱の策定にあたり、ご検討の程よろしくお願いいたします。</p>	<p>教職員の定数は、義務標準法によって定められており、その基準に従い教職員が配置されています。教職員定数の改善や配置の充実については、機会あるごとに、国・県に要望しています。</p> <p>また、教育委員会としましては、教員の未配置を解消するという強い決意であらゆる策を講じ教員確保に努めており、ご意見を踏まえながら継続して取組みを検討します。</p>	E-2
66	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや 育ちを支える教職員の 育成	<ul style="list-style-type: none"> ・未配置、人員不足では、質の高い教育はできない。 ・指導書が各学級分ないので自由に教材研究ができない。(最もコスパの良い投資だと思う) 来年度教科書が変わるので市で予算を組んで各学級分指導書もしくは赤本を購入してほしい。 	<p>人材不足の解消は重要な課題と認識しています。ご意見を踏まえながら継続した取組みを検討します。</p> <p>指導書を活用し、教材研究をすることは、授業の質を向上させる手立てとなっていることは認識しています。現在、児童・生徒が使用する教科書は全額国庫負担となっていますが、その児童・生徒を指導する教員の教科書及び指導書については財源措置のない中、各自治体において整備を進めている状況があります。教科書改訂に伴い各学校に指導書を配備しますが、指導書の価格が高騰していることもあり、費用が大幅に増えることから、各学級に指導書を配備することは考えていません。</p>	AJ-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
67	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	学校教育が社会の多様化に対応できるようにするためには人材が必要です。今、教員が不足し、休まれる方も多量中、教職員が何とか踏ん張っているように思います。この大綱に勤務の適正化が含まれていることにとっても意味があり、教職員のゆとりと繋がれば、人材不足解消や子どもの学びを支えることになると思います。	勤務時間の適正化を図るために、あらゆる方法で業務の見直しをさらに進める必要があります。一人ひとりの業務の負担軽減のためには人員の確保が重要とご指摘は重く受け止めています。教職員の働き方の見直し、人材不足の解消は重要な課題と認識しています。ご意見を踏まえながら継続した取組みを検討します。	J-1
68	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	教職員の勤務の適正化について記載されていることに感謝いたします。これまでのご尽力により、少しずつ勤務時間は適正化されているように感じます。しかしながら、毎年のように同じ職場で働く仲間が体調を崩し、働くことができないという悲しい現実があります。チーム学校として、ひとりひとりの業務の負担軽減のためには人員の確保が重要だと考えます。そのために、記載されているように専門スタッフの活用はもちろんのこと、学校で働く人員を増やすという視点も必要だと考えます。		X-2
69	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	我が家には、小学校に通う子どもがいます。小学校の先生が以前体調を崩して、その代理の先生がすぐにいなかったことに困惑したことがあります。先生の負担を減らすことも、子ども達に安心な学習の場を提供するためにも先生の数を増やしてほしいと思います。ICTを進めるよりも現場に何が必要かを先生や保護者の目線で考えてほしいです。		AK-1
70	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	教育大綱に教職員の勤務の適正化が含まれていることをありがたく思います。「教職員の勤務内容業務を効率的に進めるため、慣習的なルールを見直す」と記載されていますが、業務の縮減・削減といった言葉が必要だと思います。ゆとりをもって子どもたちと関われるよう勤務の適正化の推進をお願いします。それと、人手も足りていないので、多くの人で子どもを十分に見れるように、人手を本当にお願いたします。		Q-1
71	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	①教職員が子どもたちにとって学びや育ちのよいモデルとなるよう育成するについて。教職員の一人ひとり個性があるからこそ、学びに広がりや深まりが出ることを大切にしたい視点を持ち、自身が選んで研修ができることも大切にしたいです。また、子どもたちにとって育ちのよいモデルとはどういうことなのでしょう。現場では、常に業務と時間に追われていて何の余裕もない状態です。心身共にいきいきと過ごせるような現場環境の改善が必要です。		L-2
72	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	教育大綱に教職員の勤務の適正化が含まれていることをありがたく思います。「教職員の職務内容や業務を効率的に進めるため、慣習的なルールを見直す」と記載されていますが、業務の縮減＝削減といった言葉が必要です。ゆとりをもって子どもたちと関われるよう、勤務の適正化の推進をお願いします。		I-1
73	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	教育大綱に教職員の勤務の適正化が含まれていることをありがたく思います。ただ、業務が非常に多岐にわたっているため、業務の削減を求めます。		H-1
74	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	「質の高い教育を実現する」ためにも、教職員が心身ともに健康であり続けられるように学校現場の声に耳を傾けてください。勤務時間内に教材研究の時間を確保できればよいのですが、現在の状況では困難です。教職員のサービスともいえる定時以降の残業、持ち帰りの仕事によって授業は成り立っています。		W-2
75	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	教職員の勤務の適正化に触れていただきありがたく思います。上記とも重複しますが、勤務時間内の業務が非常に多く、満足いく準備ができていないまま授業を行わなければならないのが現状です。余裕のない状況からくる焦り、子どもたちへの申し訳なさを抱えて日々過ごしています。「業務の縮減・削除」といった言葉を明記していただき、ゆとりをもって子どもたちとかがかわれるよう勤務の適正化の推進をお願いします。		W-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
76	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	教職員の勤務内容や業務の効率化に関して、学校現場で働く者として、教職員の勤務の適正化について記載がされていることをありがたく思います。ゆとりをもって子どもたちと向き合うことができるよう、勤務の適正化の推進をお願いします。	勤務時間の適正化を図るために、あらゆる方法で業務の見直しをさらに進める必要があります。一人ひとりの業務の負担軽減のためには人員の確保が重要とのご指摘は重く受け止めています。教職員の働き方の見直し、人材不足の解消は重要な課題と認識しています。ご意見を踏まえながら継続した取組みを検討します。	AA-3
77	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	教育大綱に教職員の勤務の適正化が含まれていることに感謝申し上げます。現場では多忙化の改善は難しい状況が続いています。教員の不足分を校内でやりくりして補う現状もあり、多くの教職員が疲弊しています。教育大綱には「教職員の職務内容や業務を効率的に進めるため、慣習的なルールを見直す」と記載されていますが、業務の削減といった言葉が必要であると思います。私たちがゆとりをもって児童生徒に向き合えるよう、現状を把握していただき勤務の適正化の推進をお願いいたします。		AB-1
78	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	教育大綱に勤務の適正化について言及していただいていることをありがたく思います。もう一步踏み込み、業務の削減という点についても言及していただけると適正化がより進めると考えています。子どもたちと触れ合う時間がより増えますようよろしくお願いいたします。		AM-1
79	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	②慣習的なルールを行事の見直しや登下校に関することなど業務の削減、困難に対する専門スタッフの活用などを複雑化する保護者対応など、具体的に中身を挙げていくことも多くの人に周知するためには必要ではないでしょうか。	本大綱は、教育全般にわたり市として取り組む方向性を示したものであり、大綱へのご意見にあるような具体的な施策の記載は考えていませんが、個々の取組みについては、計画を定め、保護者や地域の皆様に理解を得ながら進めます。	L-3
80	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	公教育の役割として、全ての子どもたちに公平で質の良い教育の提供が原則だと思いますが、現状ではかなり違うところがあります。例えば学校内定員に教師数が満たない学校の存在。老朽化が進んでいる校舎。働き方改革とは名ばかりの教師の業務内容。小規模校では、教師数が少ない中で、大規模校と同じ内容の仕事量。これで、全ての子どもたちに公平で、質の良い教育の拡充などできるわけありません。教育大綱の中でも、それは謳われていますが、公教育の役割を実現していくための具体的な施策をきちんと明記していかなくては、文字を並べただけの大綱になってしまうのではと危惧しております。「教育は人なり」と言います。インクルーシブ教育の実現、不登校児童への対応、子どもたち一人ひとりに行き届いた教育の実現。これらを実践していくためには何よりも、教職員数を増やすことが何よりだと考えます。大綱には、川西市が理想とする教育実現のための具体的な施策を併記していくことを真に望みます。	本大綱は、教育全般にわたり市として取り組む方向性を示したものであり、大綱にご意見にあるような具体的な施策の記載は考えていませんが、ご意見にあるような大綱の理念を実現するための具体的な施策は「川西の教育」等で記載します。	AN-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
81	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	就学時健康診断が、学校主体の実施となっているのに疑問を感じます。おかしいです。私は、本年度、就学時健診の学校受付を担当しました。市教委の方も来られて、「市教委受付」は担当されますが、そのあと、学校の職員が受付をしたり、保護者の誘導や児童補助をしたり、アレルギーの面談をしたりしています。また、就学時健診を実施するために、前日に会場準備をしたり、当日は受付をしたりして、通常の仕事以外の業務が増えて、自分の普段の仕事のため残業せざるを得なくなることもあります。また、私は特別支援学級を担当していますが、就学時健診の当日は、その時間は自分の担当する児童の授業ができなくなるので、(就学時健診は市教委の管轄なのに)そこに時間をとられ、授業準備や児童のしなどの本来の仕事ができなくなるのはおかしいと思います。 今後は、総合体育館やキセラホール、公民館など、学校以外の施設で実施してほしいです。就学時健診は、市教委の方が全てやってほしいです。「働き方改革」、「教員の残業時間の軽減」などがよく言われていますが、ただでさえ、保護者対応等で、勤務時間外に仕事をする人が多いのに、本来の業務ではないこと、不要な業務をなくしてほしいです。	就学時健康診断については、毎年、各小学校の先生方に、計画立案から、会場準備、運営、後片付けに至るまで、多大なるご尽力をいただき大変感謝しています。学校以外の会場での実施については、継続的に検討はしていますが、交通手段や駐車場の確保といった保護者の利便性など、課題が多く、未だ実現が困難な状況です。今後も近隣他市町の情報収集を進めながら、継続協議をします。	0-1
82	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	子ども達の教育取り組みありがとうございます。学校現場で今行なっている就学時健康診断を公民館とか体育館などで実施検討をしていただきたい。 コロナ禍では看護師確保が市内で確保できる状況があったので、体育館での実施を考える機会であると思います。		AE-1
83	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	②、特に「複雑化する困難に対する専門スタッフ」について 新聞、ニュース報道、知事の視察などで話題のサポートルームにいる人員が、有償ボランティア、つまり無資格のアルバイトスタッフという事は、あまり知られていない事実だと思います。市民はカウンセラーや、社会福祉の有資格者、教員を指導するくらいの医学、心理学の識者が常駐していると思っていました。この点について、現場で真に役立つスタッフとなるよう、改善策を模索し続けていく事が必要だと思います。	校内サポートルームの支援員は、教育委員会及び学校において、面談を実施し、不登校児童生徒に寄り添って対応していただける人員を配置しています。また、研修会を実施したり、教育委員会による巡回視察を行うことで、支援員や校内サポートルームの運営を支援しているところです。 なお、スクールカウンセラー等の有資格者についてはすでに学校と連携して、校内サポートルームの運営にあたっています。	S-1
84	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	②専門スタッフの活用とありますが、ICTの専門は必要です。学校のタブレットやアプリだとエラーも多くあると聞いています。ほのエラーや新しい活用に対応するのは教員では無理です。専門スタッフがいます。	ICT機器操作について、不具合や不明点がある場合は、学校の教職員から「GIGAスクール運営支援センター」というヘルプデスクに連絡することができます。端末の故障等の場合は、学校へ訪問し訪問対応を行っています。	G-2
85	3.基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	「3- (2) -オ」の文を下記のようにすること。 ②子どもたちに向き合う時間や授業研究の時間を多くし、教職員と子どもたちの人間関係を豊かにするための条件整備を進めます。教職員の職務内容や業務を見直し、ICTや専門スタッフの活用なども含め、勤務時間の適正化を図ります。	教職員と子どもたちが向き合う時間や授業研究の時間の確保は重要であると認識しています。ご意見の趣旨はすでに含まれているため原案のとおりとしますが、ご意見を踏まえながら継続した取組みを検討します。	T-3
86	3.基本方針 (2)学校教育 カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現	部活動の社会移行に関して保護者や市民は、まだまだ知らない事ばかりです。 家庭の環境、経済的な格差で子どもたちが差別されたり、あきらめてしまわないようにしてほしいと思います。貧困問題にも連動する問題です。ただのクラブ活動としての捉え方では市が格差を作るばかりかと思っています。	部活動の社会移行については、先般、各地域において説明を行ったところです。これから制度の詳細については、保護者や関係者と協議の上、決めていくこととなりますが、子どもの家庭環境や家庭の経済状況により、活動に影響が出ないように運営をしていきたいと考えます。	AC-6
87	3.基本方針 (2)学校教育 カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現	中学校の部活動については、全てを外部に移行するのではなく、学校によっては学校の先生が教えたりする部活も残してほしいです。	また、地域人材だけでなく、希望する学校の教職員も部活動に関わることが出来るように社会移行の制度を検討します。	AK-2
88	3.基本方針 (2)学校教育 カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現	「3- (2) -カ」の文を下記のようにすること。 子どもの諸活動の環境を整備 ③ 体育館ほか社会教育施設の充実を図り、学校教育と社会教育の連携等によって、子どもの成長にとって必要な文化・体育活動を支えます。	ご意見にある③に相当する内容は、②に含まれると考えますので、原案のとおりとします。	T-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
89	3. 基本方針 (2) 学校教育 キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備	<p>児童生徒、保護者、教職員、地域住民が相互理解と対話の中で学校上絵を行う体制を整えます、とあるが小中学校の統廃合などの際に地域住民の反対意見ばかりが強く取り入れられ、実際に通う児童生徒や保護者の意見が軽視されることで統廃合が廃案になることが多い。廃校になることが地域住民にとって寂しいのはわかるが、当事者の意見の方を重視すべきではないだろうか？</p>	<p>学級規模、学校規模を検討する上においては、市全体における質の高い教育環境を整えるための方針が必要であると考えています。協議を進める上において、当事者である子ども、保護者の考えは重要であることから、意見の集約については方法を検討します。</p>	F-1
90	3. 基本方針 (2) 学校教育 キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備	<p>(抄) 5 ページ(3. 基本方針→(2) 学校教育)に学級規模、学校規模について項目があり「質の高い教育」のために一定の集団が必要である、との認識が示されています。さて、川西市は理念のみまともで、実践が伴っていないということがよくありますが、その最たる例が、本件記述と、清和台小学校と清和台南小学校の統合問題です。結論からいうと、一刻も早く統合すべきです。</p> <p>これを放置している川西市の教育当局と越田市長の不作為は不誠実極まりない、無責任です。地元との協議と納得を得て、一刻も早く統合すべきであるとの見識がないのであれば、市長や教育長を辞職すべきです。</p> <p>一刻も早く統合すべきだ、という理由を説明する代わりに、数年前からの経緯を示しておきます。</p> <p>清和台地区の児童数の減少を受けて、平成27年に校区審議会が「統合せざるを得ない」との答申を出したことは周知のことです。答申の統合時期は「単一クラスの学年が現れる平成31年度が妥当」とされた(※実際に単一クラスの学年が現れたのは清和台小学校が平成29年、清和台南小学校は令和2年)。この答申を無視し、ひっくり返したのが平成30年10月の選挙で当選した越田謙治郎市長であり、翌平成31年2月に「4年間の凍結」を自身の裁量で決断しました。あれから4年以上が経ちました。越田市長は、たった一人の決断で「凍結」したのですから、その期間を終えた今、統合問題について議論や地元との協議、統合の実施を進める責務があります。越田市長が凍結した間、清和台小、清和台南小の児童数は減少を続けており、「より統合すべき環境」になっていることは論を待ちません。</p> <p>「質の高い教育」を提供できる環境でないことは明らかであり、市当局は、大所高所からの「大綱」を用意する前に、するべき施策を着実かつ迅速にするべきである。</p> <p>市の「公共施設データベース」を元に、清和台小学校と清和台南小学校に統合した時の財政効果を算出すると約5000万円(※清和台小学校の年間コストから減価償却分を除く)との話も聞きます。子供たちの学習環境を適正な規模にし、また行財政改革に資するのですから、一刻も早く統合すべきであることは明白です。</p> <p>平成27年に校区審議会が「統合せざるを得ない」と答申した清和台小学校と清和台南小学校の統合(平成31年度が妥当とされた)は、越田市長により4年間凍結されました。統合の必要性、妥当性については8年前に議論が尽くされており、当時より児童数が数割減少していることを考えれば、むしろ、必要性、妥当性は高まっていることは言うまでもありません。越田市長と教育委員会は、一刻も早く統合に着手すべきで、何もしないなら、その怠慢について市民に釈明するべきです。そもそも校区審議会に答申を求めたのは市当局ではないのか？ その答申を無視するのであれば校区審議会だけでなく、監査委員事務局など、その他の独立機関や第三者委員会のすべてが形骸、無意味な存在になります。越田市長や教育委員会当局は、本件を軽く考えず、もっとマジメに子供たちの学習環境や未来について考えるべきです。</p>	<p>子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現することは重要なことであると認識しています。市全体における質の高い教育環境を整えるための学級規模、学校規模を検討し、その方針に基づき、各学校の課題に対応していきます。</p>	B-5
91	3. 基本方針 (2) 学校教育 キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備	<p>「子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するためには、集団で学び合う環境が必要です。そのため、子どもたちの学びにふさわしい、学級規模や学校規模を検討します。」</p> <p>ここでもこの流れでもこの記述ですか。あれほど、小学校の統廃合や公立幼稚園の件(廃園とは言いません)で、議会でも議論がなされてきていたではないですか。なのにまだこの一文ですか？ 地域・コミ・まちづくり・歴史・今後、さまざまな視点からの統廃合の方向性が議論されてきました。まだここでもこういう一文が表面にも出てくるということは、近い将来に、幼・小。中などで統廃合するぞ！ということ宣言しているように響きます。</p> <p>「教育には集団がいい」「集団しかない」的表現は、過疎の、離島の教育そのものを云々しているものであり、批判していると読み取れます。教育はそういったものではなく、人と人の繋がり、あったかさ・指導者の心意気などで培われてきたことも忘れてはならじと思えます。</p> <p>IT教育のこれからの指導にあって忘れてはいけない視点ではないでしょうか。</p> <p>集団がいいといえるのは、経済価値においてはそうでしょうか、教育の本質を突くものではないと思えます。これこそこれまでの川西市議会での議論を踏まえた事実をどう考えておられるのか。といたいと思えます。</p>		A-10

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
92	3.基本方針 (2)学校教育 キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備	①学校規模、学級規模について。少人数だからこそきめ細かく、一人ひとりが輝ける児童がいることや学びがある視点も大切ではないでしょうか。一概に人数で区切るようなことをせず、様々な規模や形があることも子どもにとって選択肢があり、多様な学びの環境として捉えていくことも大切な視点であると思います。	市独自予算で新設学級の担任を配置することについて、人材確保の観点から困難な状況となっていますが、引き続き子どもたちの学びを保障する質の高い学級、学校規模の検討を進めます。	L-4
93	3.基本方針 (2)学校教育 キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備	「子どもたちの学びにふさわしい、学級規模や学校規模を検討します。」とあります。学校の現状をふまえて、十分に検討していただきたいと思います。特に感じるのはコロナ禍以降の新一年生へのサポートが必要だということです。1クラス30人を超えると学級担任のみでは見きれないところがどうしても出てきます。幼稚園などで、人とのコミュニケーションが従来よりもとれておらず、小学校での友達との関わり合いが難しいお子さんもいます。質の高い教育のためには、20人代であると非常にありがたいです。もしくは学年にサポートできる人をつけるなどの環境を整備していただけたらありがたいです。	一方、各校において取り組んでいる教育課程の編成をはじめとした学校運営の中で、例えば異学年交流による子どもの学びの充実や、教職員の専門性を活かした指導等の工夫を行うことが、ご意見いただきました「関わり合い」を大切にしたい教育の充実へとつながるため、そういった学校の取り組みについても教育委員会として支援を続けたいと考えています。	AF-1
94	3.基本方針 (2)学校教育 キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備	「3- (2) 一キ」の文を下記のようにすること。 子どもの学びやすい、質の高い教育環境を整備 ① 子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するためには、一人ひとりに合った学びとともに集団で学びあう環境が必要です。そのため、地域とのつながりを重視し、適切な学級規模などを検討して、学びやすい学校づくりを進めます。	ご意見については、教育大綱の原案と同様の方向性と考えます。提案の「一人ひとりに合った」「地域とのつながりを重視し」などの方針は「3-(2)-ア、イ、エ」に記載しています。項目ごとで文言が重複しないように大綱をまとめていることから、原案のとおりとします。	T-5
95	3.基本方針 (2)学校教育 ケ 人権教育、多文化共生教育の推進	ここにきて、在日外国人教育支援事業の取り組みの一つの事業がカットされた折、多文化共生教育の取り組みを進めていくという方向性を打ち出されてきました。カットして4年が経過しますが、改めて新しい取り組みがどのように出されてきているのか伺いたいと思います。少なくとも5ページの最下段の文言からは、程遠い現実ではないでしょうか。	在日外国人学校就学支援事業については、従来特定の学校に通っている児童生徒が対象でしたが、事業の見直しにより令和2年度から、対象が拡大しています。 引き続き、在日外国人幼児・児童・生徒が誇りを持って学校生活を送れるよう支援するとともに、相互理解を深め、ともに学び、高め合っていくことができる学校づくりに努めます。	A-6
96	3.基本方針 (2)学校教育 ケ 人権教育、多文化共生教育の推進	ケの方針はいいと思います。だからこそ、世界で唯一原爆が落とされた国として、広島・長崎の学習は必要不可欠です。また実際に現地に行き、見て聞いて感じて学ぶことが1番の学びと考えます。お金の面で、小学生、中学生の現地での学びの場がなくなることは避けたい。	学校での平和学習については、各学校が作成するカリキュラムの中で、それぞれの児童生徒の状況に応じて取り組まれています。原子爆弾で甚大な被害を受けた広島や長崎を含めて、児童生徒がより正確に事実を捉え、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて深く考え、学び合えるよう、戦争体験者の証言や、修学旅行等での現地学習など、引き続き工夫を凝らしながら取り組みます。	G-3
97	3.基本方針 (2)学校教育 ケ 人権教育、多文化共生教育の推進	また、いまだに終わらない部落差別の実態から、人権教育をさらに推進し、子どもたちも地域も幸せに暮らしていくために、これからも特に人権教育、平和教育に力を入れていただきたいです。	すべての人が幸福な生活を営むためには、互いの人権を尊重し合う社会の形成が必要不可欠であり、そのためには部落差別をはじめとするさまざまな人権課題について、知識を深め、実践的なスキルを育む人権教育の充実が重要です。 各学校ではそれぞれの児童生徒の状況に応じた内容で、人権教育に取り組んでいるところですが、これまでの知見を活かしながら、児童生徒の人権意識の醸成と実践力の向上に向けて一層取り組みを推進します。	K-2
98	3.基本方針 (2)学校教育 ケ 人権教育、多文化共生教育の推進	北朝鮮による拉致問題についての啓発活動についても人権教育の一環として推進して欲しい。昨年度は拉致問題啓発劇「めぐみへの誓い」がキセラホールで上演されたが、さらに一歩踏み込み、「人権擁護都市」である川西市の先進性を活かし、引き続き啓発を進めてほしいと考える。	各学校では、児童生徒や保護者、地域の実情を考慮しながら、定められた教育課程に沿って、独自に人権学習等に取り組んでいます。拉致問題については、他の人権課題と同様、教科の時間も含め必要に応じてそれぞれの場面で取り上げています。引き続き、拉致問題が重大な人権侵害にあたることの認識で、若い世代に伝えていくことの重要性和併せて、文部科学省等からの通知や資料を各学校教職員に随時周知するなど、啓発に努めていきたいと考えます。	R-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
99	3. 基本方針 (2) 学校教育 ケ 人権教育、多文化共生教育の推進	<p>人権教育はここに書かれているような特別な1つの柱ではないと思います。子どもの権利条約の理念が挟み込まれていません。オンブズの存在も見えませんが、日本で初めての子どものオンブズパーソン制度はここでは蚊帳の外の感じを受けました。</p> <p>市内でも外国人で就労されている様子の方が増えています。その子弟の保障は多文化共生という言葉だけで治まるものでしょうか。多文化共生教育？日本の学校生活になじむのが最終目的ではなく、日本で生活して働いていけるような学力保障や生活の支援があるべきではないでしょうか。日本語の理解だけでなく母語教育なども他市ではされていると聞いています。学校生活もですが、地域の中でみんなと生きていけるように地域の理解も必要です。川西市として多文化共生については再考すべきかと考えます。</p>	<p>こどもの人権オンブズパーソン制度については、第三者機関であることから、教育大綱の中で位置づけるものではありません。人権教育では多様な人権課題に向き合い、児童生徒や保護者、地域の実情を考慮しながら、各学校それぞれで人権学習等に取り組んでいます。その一方で、令和5年4月に施行されたこども基本法の基本理念を踏まえて、学校教育において「子どもの権利」を中核に据えた教育活動を充実していくことが重要です。そうした背景を踏まえて、こどもの人権オンブズパーソンとも連携し、児童生徒や教職員が「子どもの権利」について学ぶ取組みを進めています。</p> <p>そのため、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いに尊重しながら学び合い、文化的違いを認め合いながら、地域社会の一員としてともに生きていく「多文化共生」の考え方を踏まえた教育活動を行うとともに、外国にルーツを持つ児童生徒が、自信や誇りを持って自己実現を図ることができるよう、学校生活において必要なサポート行っていくことを記載しています。</p>	AC-7
100	3. 基本方針 (2) 学校教育 ケ 人権教育、多文化共生教育の推進	<p>(抄) 「川西市教育大綱(案)」の①には、「多文化共生教育」との言葉が見られます。では、この「多文化共生教育」とは、具体的に何を指しているのでしょうか。全く不明です。令和5年6月16日に閣議決定された国の「教育振興基本計画」には、「多文化共生教育」という言葉はありません。川西市の「教育大綱(案)」の「多文化共生教育」という言葉は、政策内容として使われていない用語なのではないでしょうか。</p>	<p>多様な言語や文化、価値観について理解し、互いに尊重しながら学び合い、文化的違いを認め合いながら、地域社会の一員としてともに生きていく「多文化共生」の考え方を踏まえつつ、多様な人権課題を解決するための具体的な実践力を育むことが重要と考え、「人権」と「多文化共生」のそれぞれの教育を推進することを記載しています。</p>	Y-1
101	3. 基本方針 (2) 学校教育 ケ 人権教育、多文化共生教育の推進	<p>(抄) 「コミュニケーションの円滑化」とは誰と誰のコミュニケーションのために何をすることなのでしょう。やはり、全く不明です。また、さらに問題だと感じるのは、「なじむ」という表現です。「多文化共生」とは、外国ルーツの児童生徒が「学校生活になじむ」ことなのでしょう。川西市が目標とする「外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができる」社会の実現のためには、そしてそのための「コミュニケーションの円滑化」のためには、「マジョリティの変容」が求められると国の教育振興基本計画では示しているのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「コミュニケーションの円滑化を図るとともに、学校生活へ早期になじむことができる環境を整えます。」を「コミュニケーションの円滑化を図り、充実した学校生活を送ることができるように、環境を整えます。」に修正します。</p>	Y-2
102	3. 基本方針 (2) 学校教育 ケ 人権教育、多文化共生教育の推進	<p>②について、これまでも外国にルーツを持つ児童をみさせていただいて、いろいろ教育委員会からも手立てをしていただいているのですが、それでも子どもにとってはなかなか十分とは言えない現状がありました。日本語の読み書きが難しいのに加え、母語も話せるが読んだり、書いたりすることができない児童とコミュニケーションを取ることが通訳さん頼みで、通訳さんがいない時間帯はどうにもこうにもできず、その子自身が本当に心苦しい思いをしていました。学校にいる間は、通訳さんがいない時間帯を作らないような方針や、それに代わる手立てを打ち立ててほしいと感じます。現場でもできることはしていきたいと思っていますので、誰にとっても住みやすいまちづくりに尽力をお願いいたします。</p>	<p>本大綱は、教育全般にわたり市として取り組む方向性を示したものであり、ご意見にあるような具体的な施策の記載は考えていませんが、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、教員等と外国人児童生徒等のコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するため、子ども多文化共生サポーターを県が派遣するとともに、市からも市費通訳を配置しています。現時点で通訳の拡充は考えていませんが、タブレットの通訳機能の活用や、授業の中でやさしい日本語を意識して用いるなど、引き続き工夫を凝らした授業を行います。</p>	AI-1
103	3. 基本方針 (3) 生涯学習	<p>(抄) 「3. 基本方針」の最後が「(3) 生涯学習 すべての世代が楽しく学び、社会の担い手となり次世代に継承する環境を」となっています。しかし、ここには「日本語教育」についての記述は全くありません。また、成人も含めて全外国籍住民の日本語教育のニーズ調査を行う必要があると考えます。この調査に基づき、市の南部・中部・北部地域に日本語教室を開設する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>本大綱は、教育全般にわたり市として取り組む方向性を示したものであり、ご意見にあるような日本語教育の記載は考えていませんが、その重要性は認識しています。また、現在のところ全外国籍住民の日本語学習のニーズ調査、地域日本語教室の開設については予定していませんが、外国籍の方が地域社会の一員として暮らしていく上で不利益を被ることがないように、多文化共生に向けて必要な取組みを進めます。</p>	Y-3
104	3. 基本方針 (3) 生涯学習	<p>生涯学習のために、図書館を市内にもっと増やしてほしいです。</p>	<p>本大綱は、教育全般にわたり市として取り組む方向性を示したものであり、ご意見にあるような具体的な施策の記載は考えていませんが、分館の建設については、現在のところ予定していません。公民館図書室との連携や学校等への団体貸出、ネット予約等によりサービス網の拡充に努めます。</p>	AK-5

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
105	3.基本方針 (3)生涯学習 ア ライフステージに応じた学習機会の提供と多世代交流の促進	「3-(3)-ア」の文を下記のようにすること。 ①市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいを持って豊かな人生を歩むことができるよう、社会教育施設の充実を図り、気軽に立ち寄り、知識や情報を得、出会いを得られる環境を整えます。	ご意見の「施設の充実」という趣旨については、3.基本方針で用いている「環境」という文言に含まれますので、原案のとおりとします。	T-6
106	3.基本方針 (3)生涯学習 イ スポーツを通じた健康増進や交流の促進	①市民がスポーツを通じて健康や生きがいを育むことのできる環境整備について。 高齢者向けの健康器具を置いた公園が年々増えていますが、子どもたちののびのびとボール遊びやスポーツができる環境整備（ネットを張ったり広さを確保するなど）を整えていくことが必要ではないでしょうか。 また、市の施設の利用料金が増額されて、市民がスポーツ施設を身近に利用しづらくなっています。特に市民プールの値段は他市町と比べてもかなり負担が大きく、普段水泳の経験ができない人にとって利用したくても利用料金は大きな壁となります。先日の週末に訪れた時も利用者が少なくかなり閑散としていました。生涯スポーツをもっと身近にできるような環境が必要だと思えます。以上について、どうぞ宜しくお願い致します。	子どもたちがのびのびとボール遊び等ができる公園をめざし、特色ある公園づくりに取り組む市民を支援します。 また、社会体育施設の利用料金については、令和5年度より施設の維持管理等に要する費用の受益者負担の適正化を図るため、見直しを行ったところです。	L-5
107	3.基本方針 (3)生涯学習 イ スポーツを通じた健康増進や交流の促進	大きい公園が少ないと思います。子供達が安心、安全に遊べるキセラみたいな大きな公園が多田地域にも欲しいです。ボールも使える公園ができると嬉しいです。	本大綱は、教育全般にわたり市として取り組む方向性を示したものであり、ご意見にあるような具体的な施策の記載は考えていませんが、ご意見も踏まえながら公園のあり方について検討します。	AL-1
108	その他	パブコメって働く親や子育て中の親の意見って来るのでしょうか。もっと沢山の意見が集められる方法ないでしょうか。 広報でパブコメ・パブコメってそれをやるのが市民の賛同を得たという通過儀礼になっている気がします。選挙のように投票率、投稿率だして低ければ何らかの検討がなされるべきではないでしょうか。	パブリックコメントは、重要な計画等を策定する際に、広く市民が意見を提出する機会を設け、提出された意見について市の考え方を公表する手続きです。 また、提出された意見の多数により賛否を問うものではなく、多様なご意見をいただき、検討していくものと考えています。 ご意見のとおり幅広い市民の方からご意見をいただくことは重要であり、市の広報誌やホームページをはじめ、各行政センター等への備え付け、市公式SNSでの発信などで周知に努めており、子育て世帯の方からもご意見を提出いただいています。 計画等の策定にあたっては、パブリックコメントのみならず、アンケート調査やワークショップ、タウンミーティング等、計画案作成のさまざまな段階で市民の皆様のご意見を取り入れていくことが重要だと考えています。教育大綱案の作成に際しては、各中学校区でのタウンミーティングや各中学校・特別支援学校での児童生徒との意見交流会を開催しました。	AC-8
109	その他	特にありません。	教育大綱に定める市の教育の方向性に基づき、進めます。	M-1
110	その他	(3) 社会に参画する児童を育てる。 学校教育や生涯学習等を通じて、自ら社会に参画することを後押しするとともに、多様な価値観がある社会において、相互理解と対話に基づき社会を担う人材を育てます。	ご意見にあるものは、原案のままとなっておりますが、学校教育や生涯学習等を通じて、自ら社会に参画することを後押しするとともに、多様な価値観がある社会において、相互理解と対話に基づき社会を担う人材を育てます。	N-1